

諫早市アピアランスケア用品購入費助成事業 Q&A

令和7年8月現在

制度について		
No	質問	回答
1	助成を受けることができる方（助成対象者）の条件は何ですか。	以下の①～⑤の全てに当てはまる方で、令和7年4月以降に助成対象用品を購入された方です。 ① 諫早市民の方 ② がんと診断され、がん治療中の方 又はがん治療を受けた方 ③ 過去に諫早市、国又は地方公共団体から他の制度による同趣旨の助成を受けていない方 ④ 他の制度による同種の助成補助を受けることができない方 ⑤ 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の滞納がない方
2	助成の金額はいくらですか。	以下の2つの区分に分かれています。 ① ウィッグ等購入費用（税込購入額の1/2で上限2万円。） ② 乳房補整具等購入費用（税込購入額の1/2で上限2万円。左右の乳房切除毎です。） ※例：右乳房を切除後、左乳房転移後切除の場合、税込購入額1/2上限2万円×2回（左右）
3	助成対象となる購入日に制限はありますか。	令和7年4月以降に購入された用品であること、かつ購入日の属する年度中（3月31日まで）に申請してください。
4	購入日が3月31日です。いつまでに申請したらいいですか。	3月31日に申請してください。

対象者について		
No	質問	回答
1	助成対象者は性別の限定や年齢制限はありますか。	性別、年齢の制限はありません。但し、18歳未満の方については、法定代理人が申請してください。
2	がん治療を受けた日が数年前ですが対象となりますか。	なります。治療を受けた時期は問いません。但し、がん治療に関する診断書、治療方針計画等のがん治療を確認できる書類（写し可）が必要です。助成対象は令和7年4月以降に購入した用品に限ります。
3	異なるがんに罹患した場合や再発の場合には再度申請ができますか。	① ウィッグ等の場合 再発・転移など異なるがんに罹患した場合でも、

		再度の申請はできません。 ② 乳房補整具等の場合 左右の乳房切除毎に申請可能です。
4	過去にウィッグ等で補助を受けました。乳房補整具等でも補助を受けられますか。	受けられます。
5	現在諫早市に住んでいますが、購入した時期は別の自治体に住んでいました。助成対象となりますか。	申請時点で、諫早市に住所を有する方であれば対象となります。但し、過去に国又は他の地方公共団体から他の制度による同趣旨の助成を受けていない場合に限りです。
6	がん治療を今から受ける予定です。申請できますか。	がんの治療が始まってから申請して下さい。
7	申請時点で亡くなっている対象者について申請できますか。	申請時点で死亡、転出されている場合は対象になりません。
8	所得制限はありますか。	ありません。
9	ウィッグを購入しましたが、近々転出予定です。転出後に申請はできますか。	申請日に諫早市に住所がある方が要件となりますので、転出後の申請はできません。

対象用品について（共通）		
No	質問	回答
1	補助対象となる用品は1人に1つずつですか。	購入される個数は問いません。 例：ウィッグと装着用ネットを購入 ⇒ウィッグ等の区分でまとめて申請 例：ウィッグ、補整下着、補整パッドをまとめて購入 ⇒ウィッグ、乳房補整具等の区分それぞれで申請 申請書は1枚で構いません。
2	複数の店舗で購入しました。まとめて申請できますか。	まとめて申請可能です。最初に購入された日の年度内に申請ください。 例：A店舗で令和7年3月に補整下着を購入 B店舗で令和7年4月に専用入浴着を購入 C店舗で令和7年5月に人工乳房を購入 ⇒令和7年4月以降に購入した専用入浴着と人工乳房が対象となります。
3	販売店の指定はありますか。	販売店の指定はありません。
4	レンタル・リースの場合対象になりますか。	なりません。
5	通販で購入した場合、送料手数料も助成対象になりますか。	なりません。
6	診断書発行に係る費用は助成対象となりますか。	なりません。代用としてがん治療に関する説明書や治療方針計画書などがん治療を確認できる書類を準備ください。

7	ウィッグ等を手作りしました。材料費は助成対象になりますか。	なりません。
8	申請者のために、申請者以外の方がウィッグ等や乳房補整具等を購入した場合、助成対象となりますか。	なりません。申請者が購入したことが確認できる場合のみ対象となります。
9	フリマアプリで購入した中古品は対象となりますか。	対象になります。

対象用品について（ウィッグ等）

No	質問	回答
1	ウィッグ等について補助対象となるものは何ですか。	（全頭用・部分用）ウィッグ・装着用ネット・毛付き帽子が対象となります。
2	対象となるウィッグは医療用に限りませんか。	医療用でなくても対象です。
3	附属品（櫛）や手入れ用品（シャンプー、専用スプレー等）も対象になりますか。	なりません。
4	購入したウィッグのメンテナンス代金は助成対象になりますか。	メンテナンス代金は対象になりません。
5	がん以外の病気等で脱毛した場合も対象になりますか。	なりません。がん治療による外見の変化を補う用品の購入費助成を目的としているので、がん治療の副作用による脱毛に限ります。
6	ウィッグを作成する際にかかったサイズ調整やカット代は対象になりますか。	なりません。領収証の金額に含まれている場合はその部分を除く金額がわかるようにしてください。

対象用品について（乳房補整具等）

1	乳房補整具等について対象となるものは何ですか。	手術による乳房の変化に対応するための、補整下着、補整パッド、人工乳房・人工乳頭（乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く）、専用入浴着（バスタイムカバー）が対象になります。
2	乳房再建術を行った場合の費用は助成対象になりますか。	なりません。
3	乳房補整具等は乳がんに限られますか。	がん種は問いません。

申請書類及び申請について

No	質問	回答
1	申請書類の提出先はどこですか。	「健康推進課窓口」または「郵送」で提出ください。 〒854-8601 諫早市東小路町 7-1 諫早市健康推進課（3階） 電話 0957-22-1500
2	申請書はどこでもらえますか	市ホームページでダウンロードしていただくか、健

		康推進課窓口でお受け取りいただけます。
3	領収証の様式は決まっていますか。	様式は決まっていますが、申請者が購入したことがわかるもので、購入日、購入品目及び購入金額がわかるものが必要です。(写し可)
4	がん治療を受けた日がかかり前で診断書等が残っていません。どうすればいいですか。	まずは、当時の医療機関に診断書等の再発行の相談をお願いいたします。当時の医療機関で再発行が難しい場合は、現在のかかりつけ医等に相談ください。
5	法定代理人の本人確認書類はどのようなものが必要ですか。	マイナンバーカード、運転免許証など住所、氏名、生年月日が確認できる書類の写しを提出してください。
6	クーポン券(値引き券)を利用して購入した場合クーポン券利用分の金額も助成対象になりますか。	対象となりません。クーポン券を利用した額を差し引いた金額が、補助対象となります。
7	ポイントを利用して購入した場合、ポイント利用分の金額も助成対象になりますか。	ポイントで支払った分についても対象となります。ただし、領収書に記載の金額がポイントで支払った分を含めた金額である必要があります。
8	ウィッグ等と乳房補整具等を申請する場合は同時に申請しなければなりませんか。	別の申請とすることが可能です。申請期間は購入日の年度中(3月31日まで)に申請してください。
9	申請した書類は返却していただけますか。	提出いただいた書類の返却はできません。
10	購入したウィッグ等の写真は必要ですか。	写真は不要です。
11	クレジットカード決済で購入しました。領収証がありませんがどうしたらいいでしょうか。	店舗によってはクレジットカード決済でも領収証を発行するようですが、発行されない場合は①申請者の氏名②購入した年月日③品名④金額⑤個数や台数などの数量が記載されているものを提出ください。納品書のみでは受付できません。
12	インターネットで購入しました。領収証がありません。どうしたらいいですか。	注文履歴の印刷や決済完了画面に①申請者の氏名②購入した年月日③品名④金額⑤個数や台数などの数量が記載あるものを提出ください。納品書のみでは受付できません。
13	「助成の回数3回まで」とは、毎年3回申請できるという意味ですか。	いいえ。補助額が1回の申請で20,000円に満たない場合、初回購入年度から3年度以内であれば3回まで分けて申請できます。 【例1】 1回目の申請で税込50,000円購入分申請 ⇒20,000円の上限に達したため終了 【例2】 1年度目1回目の購入で税込10,000円購入分申請 2年度目2回目の購入で税込10,000円購入分申請 3年度目3回目の購入で税込10,000円購入分申請 ⇒補助額は15,000円ですが、申請回数が3回に達したため補助終了

		<p>【例3】</p> <p>1年度目1回の購入で20,000円購入分申請 2年度目・3年度目申請なし ⇒補助額は10,000円ですが初回申請から3年度経過したため補助終了 4年度目2回目の購入で10,000円購入（対象外）</p>
14	領収証の品名に品番しか記載されておらずアピアランスケア用品であることがわかりません。	領収証と併せて購入したアピアランスケア用品がわかる書類（商品チラシ、購入したサイトの商品画面、カタログ等）を提出してください。
15	申請書類等に消えるボールペンや鉛筆を使用してもよいですか。	申請書類等への記載は、ボールペンを使用し、鉛筆や消えるボールペンは使用しないでください。